

第 9 号議案

神戸市手数料条例の一部を改正する条例の件
神戸市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市手数料条例の一部を改正する条例

神戸市手数料条例（平成12年 3 月条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第 2 条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(10の2) [略]</p> <p><u>(10の3) 住民基本台帳法第15条の4</u></p> <p><u>第 1 項、第 3 項（同法第30条の51の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は第 4 項の規定に基づく住民票除票に記録されている事項を記載した書類の交付</u></p> <p><u>1 通につき 300円</u></p>	<p>(手数料)</p> <p>第 2 条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(10の2) [略]</p>

(10の4) 住民基本台帳法第15条の4
第1項、第3項（同法第30条の51
の規定により読み替えて適用され
る場合を含む。）又は第4項の規定
に基づく住民票除票に記載をした
事項に関する証明書の交付 1通
につき 300円

(10の5) [略]

(10の6) 住民基本台帳法第21条の3
第1項、第3項又は第4項の規定に
基づく戸籍の附票の除票の写しの
交付 1通につき 300円

(11)～(16) [略]

(17) 神戸市立墓園又は附属施設の
使用許可書の書換え又は再交付
1枚につき 600円

(18)～(37) [略]

(37の2) 農林水産物及び食品の輸出
の促進に関する法律（令和元年法
律第57号）第15条第2項の規定に
基づく輸出証明書の発行の申請に
対する審査 1件につき 870円

(37の3)～(56の3) [略]

(57) 臨床検査技師等に関する法律
（昭和33年法律第76号）第20条の

(10の3) [略]

(11)～(16) [略]

(17) 神戸市立墓園条例施行規則（昭
和41年3月規則第114号）第11条の
規定に基づく墓園又は附属施設の
使用許可書の書換え又は再交付
1枚につき 600円

(18)～(37) [略]

(37の2) 農林水産物及び食品の輸出
の促進に関する法律（令和元年法
律第57号）第15条第2項の規定に
基づく輸出証明書の発行の申請
に対する審査 1件につき 870
円

(37の3)～(56の3) [略]

(57) 臨床検査技師、衛生検査技師等
に関する法律（昭和33年法律第76

3 第 1 項の規定に基づく衛生検査所の登録の申請に対する審査 1 件につき 8 万円

(58) 臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）第18条第1項の規定に基づく衛生検査所の登録証明書の書換え交付 1 件につき 8,200円

(59) 臨床検査技師等に関する法律施行規則第19条第1項の規定に基づく衛生検査所の登録証明書の再交付 1 件につき 8,200円

(60) 臨床検査技師等に関する法律第20条の4第1項の規定に基づく衛生検査所についての登録の変更の申請に対する審査 1 件につき 6 万1,000円

(60の2)～(60の4) [略]

(60の5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第4項の規定に基づく第二種医薬品製造販売業許可の更新の申請に対する審査 1 件につき 4,000円

(60の6) [略]

(60の7) 医薬品、医療機器等の品質、

号) 第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の申請に対する審査 1 件につき 8 万円

(58) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）第18条第1項の規定に基づく衛生検査所の登録証明書の書換え交付 1 件につき 8,200円

(59) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第19条第1項の規定に基づく衛生検査所の登録証明書の再交付 1 件につき 8,200円

(60) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第20条の4第1項の規定に基づく衛生検査所についての登録の変更の申請に対する審査 1 件につき 6 万1,000円

(60の2)～(60の4) [略]

(60の5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第2項の規定に基づく第二種医薬品製造販売業許可の更新の申請に対する審査 1 件につき 4,000円

(60の6) [略]

(60の7) 医薬品、医療機器等の品質、

有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第4項の規定に基づく製造業の許可の更新の申請に対する審査 1件につき 5,600円

(60の8) [略]

(60の9) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第15項の規定に基づく同条第1項の規定により承認された事項の一部を変更しようとするときの承認の申請に対する審査 1品目につき 90円

(61)～(62の2) [略]

(62の3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第6項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査 1件につき 1万1,000円

(62の4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第2条の3第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付 1件につき 2,000円

(62の5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する

有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第3項の規定に基づく製造業の許可の更新の申請に対する審査 1件につき 5,600円

(60の8) [略]

(60の9) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第13項の規定に基づく同条第1項の規定により承認された事項の一部を変更しようとするときの承認の申請に対する審査 1品目につき 90円

(61)～(62の2) [略]

(62の3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査 1件につき 1万1,000円

(62の4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第1条の5第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付 1件につき 2,000円

(62の5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する

る法律施行令第2条の4第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付 1件につき 2,900円

(62の6)～(158) [略]

別表第8 (第4条の4関係)

事務の区分	手数料
[略]	[略]
7 液石法	[略]
第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査	当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1万戸以上の場合 <u>9万8,000円</u>
[略]	[略]
9 液石法	<u>1万5,000円</u> に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額
第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設的位置、構造若しくは	

る法律施行令第1条の6第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付 1件につき 2,900円

(62の6)～(158) [略]

別表第8 (第4条の4関係)

事務の区分	手数料
[略]	[略]
7 液石法	[略]
第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査	当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1万戸以上の場合 <u>11万円</u>
[略]	[略]
9 液石法	<u>1万7,000円</u> に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額
第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設的位置、構造若しくは	

設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査		設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査	
[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第8 7の項及び9の項の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の神戸市手数料条例別表第8 7の項及び9の項の規定は、前項ただし書に規定する改正規定の施行の日以後にされた申請に対する審査に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に対する審査に係る手数料については、なお従前の例による。

理 由

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の改正等に伴い、条例を改正する必要があるため。